

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年5月29日（金）11:36～12:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

<関係省庁>

秦 康之 環境省大臣官房参事官
青竹 寛子 環境省水・大気環境局土壌環境課課長補佐
市川 典 環境省水・大気環境局土壌環境課係長
黒瀬 絢子 環境省水・大気環境局総務課係長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 自然由来の汚染土壌に関する規制緩和提案について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 よろしいでしょうか。では、始めさせていただきます。

ワーキンググループを今日も始めさせていただきますが、既に先月末から全国の各自治体、事業者からの提案募集を行っておりますけれども、前回の提案募集のときにもお話がございましたが、土壌汚染の関係につきましての提案が具体的にございましたので、前回、提案者からのヒアリングも行わせていただきましたが、その関係で今回は環境省においていただきまして、土壌汚染対策法の特例措置というものが可能かどうかということで御議論を深めさせていただきたいと思っております。

以前からお話ございました経済効果とか、あるいは東京圏でのプロジェクトが非常に多い、そういった緊急性を鑑みまして特区による措置が検討できないかという問題意識だと思っております。

八田座長からお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いしたいと思います。

○秦大臣官房参事官 土壤環境課の秦と申します。よろしく申し上げます。

私は普段は福島を中心とした除染をやっています、うちも人手不足で土壤環境課も併任ということで、課長ではないのですが、実質課長扱いということでよろしく申し上げます。

お手元に資料を用意させていただいておるかと思しますので、これに沿ってひとまず土対法の概要等につきまして御説明をさせていただければと思います。

資料を1枚めくっていただきますと、土壤汚染対策法の概要というポンチ絵があるかと思うのですが、こちらが現行の土壤汚染対策法でございます。後で御説明しますけれども、平成14年に制定されて、21年に大きく改正をされておるのですが、タイトルに改正とありますが、前回の改正という意味でございます。かなり大きく変わっております。

目的は、人の健康被害の防止に対する措置を定めること等により、国民の健康を保護することになっておりまして、まず土壤汚染発見の入り口として調査というものがございます。調査には法律でやらなければいけない調査と、右側に自主調査というものがございますけれども、この2パターンがございます。

法定上の調査としては、例えば化学工場とか、そういった特定施設の使用を廃止したときはやっってくださいねというのが1つ。それから、3,000平米以上の土地の形質変更をする場合に、都道府県知事が必要と認めるときはやっってくださいねというのと、健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事が認めるとき、この3パターンがございます。それ以外に先ほど御紹介した自主調査、事業者の方が自主的に調査をされて、下にありますが、基準を超過した場合に区域の指定がなされるという仕組みとなっております。

区域の指定については2つありまして、1つが要措置区域というもの。もう一つが、形質変更時要届出区域と2つがございます。この違いは何かといいますと、①の要措置区域は、例えば近所に井戸があって、その井戸を飲んでいらっしゃる方がいるといった、地下水を摂取するような経路がある場合は要措置区域になる。そういう経路が遮断されている場合あるいはない場合、井戸水を飲んでいる人がいないといった場合は②の形質変更時要届出区域となるということで、この2つの基準を超えた場合には、この2つのいずれかに指定がなされるという仕組みとなっております。

要措置区域の場合でも、例えば周辺に矢板を打って水が出ないようにしましたとか、そういった経路の遮断が行われたような場合は、②の形質変更時要届出区域に移行をする。そういった仕組みとなっております。

いずれにしても、汚染の除去、現地で浄化する場合もございますし、汚れた土地を外に搬出して処分する場合もございますが、いずれにしても汚染が除去された場合には指定を解除する。そういう仕組みとなっております。

大体数でいきますと、全国で要措置区域が200ちょっとぐらい。形質変更時要届出が多くて1,200ほどございます。

一番下に汚染土壌の搬出等に関する規制というものがございまして、これは土壌をその土地から持ち出して処理をする場合に幾つか規制がかかっています、搬出する場合には事前届出をしてくださいよですとか、汚染土壌の移動については管理票をつけてくださいねとか、汚染土壌を処理する処理業という業種があるのですが、そこが知事の許可を取った上でやってくださいねといったような、搬出して処理する場合の規制というものがございます。

以上が土壌汚染対策法の概略でございますが、これと関連して3ページに土対法の経緯が書いてございます。平成14年に最初もともとの法律ができたのですけれども、このときには今回問題になっております自然由来の汚染土壌について対象としていなかったのです。それで21年の前回の改正のときに自然由来も含めて規制することになったのですけれども、先ほど御説明した汚染土壌を外に持ち出して処理するような場合に、自然由来の汚染と人由来を区別する理由がないと書いてありますが、持ち出すという行為自体がたとえ汚染原因は自然であっても、持ち出すという人為的行為によって新しい土地が汚染されることを念頭に置くと、自然で汚染されていようが、人為で汚染されていようが、そこを分ける理由がないではないかという議論になって、それで規制をされたという経緯がございまして。

この法律を実際に22年から施行したわけなのですけれども、これでかなり全国あちこちからいろいろな問題提起が出てまいりまして、当省といたしましても一部施行規則の改正等によりまして、緩和も図ってきておるところなのですが、もう少し根本的なところから対応してほしいという声はずっとある状況になっております。

私も22年から5年たちまして、法の附則で5年たった段階で施行状況を検討せよとなっているものですから、今年度から施行状況の検討と見直しに入ったところでございます。

4ページは先ほど御説明した部分ですけれども、ここは重複になるので、先ほど申し上げたとおりでございます。

5ページ目以降は、一部施行規則等によって緩和をしてきましたということについて、以降、何ページか書いてございますけれども、めくっていただいて6ページ、これは調査の特例なのですが、通常であれば10メートル格子ごとに1カ所試料を採取して測りなさいということになっているのですが、自然由来の場合ですとかなり広範囲にわたって汚染されていることが想定されますので、900メートル四方ごとに2点調査すればいいですよといったような緩和をしております。

○八田座長 現行でこうなっているのですか。

○秦大臣官房参事官 現行でこうなっているということです。

7ページの自然由来特例区域に指定された場合どうなるかということで、一番下にございますように、区域内で汚染土壌を移動する分について特段の規制がかからなくなるといったメリットと、上の四角の囲みの中で汚染の除去等は不要であるということになってお

ります。

8 ページなのですけれども、土地の形質変更をする際に、要は土地の掘削などをする場合に、通常の場合ですと帯水層とって地下水位のある面、そこより深く掘ってはいけないという規制になっているのですが、自然由来特例区域の場合はどの土地もそのようになっていることから、帯水層、地下水の層まで別に掘ってもいいよといった緩和を行っております。

○八田座長 これは今もですか。

○秦大臣官房参事官 今もそうになっています。

○八田座長 2010年の法改正以降。

○秦大臣官房参事官 施行規制は23年以降、そういうことになっております。

○八田座長 一度法律を変えてから、その後に緩和した。

○秦大臣官房参事官 法律を変えた後に緩めているということになります。

○八田座長 緩める理由は何だったのですか。

○秦大臣官房参事官 自然由来汚染土壌について、汚染されていると言っても基準に比べて何十倍も濃いというわけではなくて、せいぜい1.何倍とか2倍とか3倍とか、その程度のレベルであることが多いのですが、そういったものに対しても全く同じような規制がかかるのは厳しいではないかといった声があったということで、そこは規則のほうで役所側で緩められる範囲で緩めてきたということでございます。ではあるのですが、もう少し踏み込んだ対応をしてほしいという声がずっとございまして、それで最後の9ページなのですけれども、先ほど法律の見直しの期間に入りましたということをお申し上げしましたが、囲みにもございますように、自然由来汚染に関する規制のあり方も含めて、制度全体的に見直しをしていきたいということで検討を始めているところでございます。

今回、特区というお話なのですけれども、真ん中あたりに書いてあるのですが、人への健康影響の観点から基準値を定めていますので、この地域だけ緩めるというのはなかなか説明がつかないものですから、全国一律で自然由来に関する規制については見直すべく、検討を始めているという状況となっております。

私の説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

元来の理由から言って毒は毒なので、もともと理由がどうであろうと同じだという理屈はわかるのですが、提案者に伺ったところ、自然由来のものというのは水に溶けにくい性質のものが非常に多い。しかし人工的なものは水に溶けやすいものもある。だから自然由来のものは溶けにくくてそこに残っているという議論だったのです。

とすると、そういうものについては先ほど実際の規制が1.2倍とか何とかそういうことで、これは実際の規則でも緩めている例もあるということですが、物の性質によって水に溶けにくいものについては大幅な緩和をすることがあってもいいと思うのです。それは元来、人工的なものについてもあってもいいのかもしれないけれども、とりあえず自然由来のもの

のについては、一定限度水に溶けないものについては緩和するというのがあるのではないかと思います。

實際上、伝統的にそこが大きな問題を引き起こしたということはないという理由がそこにあるとすれば、そうではない。それが第1点です。

第2点は、健康に影響を及ぼす基準が最終的には全国统一でなければいけないというのはよくわかりますけれども、明らかにおかしいということに関して、先進的にまず実験を試みる場所として、特区をお使いになるということはあると思います。特区というのはみんなそういうものです。全国でやるのが原則だけれども、まずやってみましょうよ。そして、そこで先進的にまずやってみて、もしうまくいくなればそれを全国波及させましょうということ。全国でもなさるのを最終目的にされた上で、特区で第1段階としてなされるのはおかしくないと思います。

最後に、とにかく東京は緊急性が高い。オリンピックを目指して今、海岸沿いに工事が行われつつあるわけですから、これは実験的にやるところとしては東京を選んで、まずそこで始めるというのはそれなりに理屈がつくのではないかと。そういうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○秦大臣官房参事官 まず1点目から順次。

私どもこの基準というのが、最後の紙の参考のところの1つ目の黒ポツにあるように、溶出量基準と書いて、水に溶かして調査する方法をとって、それで超えてしまうという話なのです。

確かに自然由来で超えるものは基本、金属類なので、土壌への吸着力は非常に強いのですが、それでも一定の試験方法で水に出てきてしまうものを基準にしてしまっているのですから、確かに水には溶けにくいだけでも、それでも出てきてしまうということで、確かに水の場合にはそうかもしれませんが、それでも出てくるものを基準にしてしまっているということなのです。

○八田座長 伝統的に前の法改正がなされる前では、特に問題なく自然由来のものについてはやられていた。法改正されて人工的なものも同じようにやったということは、これは2つ考え得ると思うのです。

1つは、とにかくこの基準が厳し過ぎた。どちらに対しても、自然由来に対しても、新しいものについても、特定の難溶性のものについてはどっちみち多少出るかもしれないけれども、厳し過ぎたということがあり得ると思うのですが、もう一つは、人工物についてはフレッシュなときには結構溶ける。散々地下水にさらされて、長いことたったものについては溶けにくいというのは素人だからそういうことがあるかどうか知りませんが、ジーパンを買ってきたら最初はどんどん出るけれども、何年も着ていけばなかなか色が出なくなる。そういうようなことがあるのかどうか。もしあるのならば、自然由来は特別扱いしたほうがいいし、ないのならば基準を上げたほうがいいと思うのです。

○秦大臣官房参事官 人為物については物質の物性にもよるのですけれども、水に非常に

溶けにくい物質もあれば、油のような有機系の物体もありますし、水に溶けやすいものもあって、難しい言葉で言うと化学平衡と言うのですけれども、最初のうちは大きく溶けて、時間がたつとだんだん溶けにくくなって平衡状態になるということは、物質によってはございます。

ただ、私どもが相手にしているのは基本的に古い時代の汚染、だから昭和20年代、30年代、公害の規制がなかったところに工場が建って、地下浸透、その土地の地下に排水を浸透させたりとか、そういったものが基本メーンになってくるので、どうしてもそれなりに時間がたったものもともと対象になってしまっているという実態はございます。

○八田座長 なるほど。ということは何千年というレベルと、何十年というレベルでは余り関係ない。要するにこれは本当に科学的な性質の話でしょうけれども、同じようなものだということですか。

○秦大臣官房参事官 そこら辺は物質によっていろいろ化学平衡に至る過程とか時期とか、物によっては別の物質に分解して行って、別の物質に変わっていったりとか、そういうこともあるので、なかなか一概には言えないのですが。

○八田座長 でも、それは肝ですね。自然由来かどうかに関しては。

○秦大臣官房参事官 ただ、どちらにしても何らか我々としても対応は必要かなということで、別途、実は規制改革会議でも同じような話、自然由来汚染を何とかしてほしいという経団連さん等からの要望が非常に強くあって、来月の閣議決定案については事務局さんとも基本合意していて、28年度までに措置するという。それを来月、閣議決定する予定で、文案についてはセットしてしまっていて、これは申しわけないのですが、どこか特定の場所ではなくて全国となってしまうのです。ということで、一応この2年ぐらいで何らか検討して措置をすることになっています。

○八田座長 原則公開ですけれども、ここの部分は非公開にしてほしいということがあったら、私ども実情を知りたいと思いますので、おっしゃってください。

方向性について決まっていないのですか。

○秦大臣官房参事官 方向性についてはまだ具体的にこうするとまでは決まっておられません。

○八田座長 わかりました。そこはそれで理解しましたが、今の基準というのは外国と比べるとどうなのですか。自然由来のものについて。

○秦大臣官房参事官 外国のことを我々もそんなに詳しく調査しているわけではないのですが、今年度しっかり調査するつもりなのですが、かなり国によって実情が違ってしまっていて、バックグラウンドレベルまでならいいよと。例えばドイツとかオランダとかそういう規制になっているのですけれども、そのかわりバックグラウンドレベルだということを確認するためにいっぱい調査しなさいとなっていたり、ドイツだと数値そのものが決まっていなくて、ここを超えたら規制になるよとか、数値そのものがなくてバックグラウンドレベルによるということなので、地域によってバックグラウンドは違うと思うので、なかな

か一概に規制が厳しいとか緩いとか言えないところもある。

オランダとかですと、逆に数字だけ見るとうちより厳しかったりするところも物によってはあったりします。

○八田座長 自然由来のものについてですか。

○秦大臣官房参事官 自然由来については区別なく。なので、そこはもう少し調べてみようとは思っているのですが、諸外国での自然由来の扱いも参考になると思いますので、そこら辺も調べながら対応をとっていきたいと思います。

○八田座長 全国でなさるのはとてもいいことだと思うのですが、1つ緊急性というものがあります。オリンピックのことがあるわけですから、2年後に決まって、それから先に運用が実際に行われるということでは間に合わないですね。それでこれが今までやったことのない改革なら話は別だけれども、昔はずっと自然由来のものについては許容していたわけですから、今度は全くもとのように戻していただきたいとは言わないです。だけれども、先ほどの平衡性云々のことで、これはかなり長いことたったものについては、出ていかないねというような性質のものを持ったものについては、自然由来と後でできたものを区別して、自然由来のものについては一定量のところはかなり緩和するというようなことを特区でやっていただくことは、今の都市再生を一生懸命やろうとして成長戦略としてもやろうとしているときに、タイミング的に非常に合うと思うのです。

それから、そのことが全国でやる上でも役に立つと思いますので、全国でなさるときにはもっと広くいろいろな物質についてカバーされることがあり得るのかもしれないし、抜本的に広く見直されるということなのかもしれないけれども、少なくともここでは特定の危惧を抱くべきではないと言っているものについて、科学的知見も加えて自然由来のものについては基準を緩める。そういうことをやっていただけるとありがたいと思うし、従来よかったものを厳しくしたときに、科学的知見なしに厳しくしたならば、それはもとに戻すべきだと思うのです。

規制をするときには必ず科学的知見が要ると思うのです。それで実際に弊害がいろいろこうありました、ああありましたという科学的知見があったら、自然由来のものでもやるべきではないと思うのですが、それがなくて、かつ、そのときに厳しくすべきだという分析に基づいてやったのではなかったら、まずは特区でもって緩めてみようということは大いにあり得ると思うのです。繰り返しになり、くどいですが、特区ということ自体が日本の成長戦略の観点からということをやっていますから、その障害になるものができるだけ除去できればと思うのです。

それから、あえて言えば、環境政策への信頼性を回復するのに役立ちます。環境マフィアは、理由なしに、やたらに規制を厳しくしていると一般に思っている人も多くいます。しかし、ちゃんと理屈のあることだけやるので、理屈のない規制は緩和するというのであれば、なるほどということになりますね。要するに環境行政への信頼が増す。世間では、環境の人たちは何か不思議な人たちだと思われるわけですが、そんなことはないよと

いうことを示すべきではないですか。

○秦大臣官房参事官　そういう御意見があるのはわかるのですけれども、一方で私どもの環境行政というのは、長い公害に苦しんだ歴史からスタートしているところにありますので。

○八田座長　絶対に公害を止めなければいけない。それは当然です。だけれども、公害を減らすのに関係ないところまで規制してしまうのはまずいでしょうということです。そうしないと、元来公害をとめたいという人の気持ちまで踏みにじってしまうことになる。

○秦大臣官房参事官　実際問題、我々も来週も患者の会の皆さん方の交渉とかありますけれども、三十何年前かに一度環境基準を見直したことがあるのです。窒素酸化物を昭和53年だったですかね。いまだに言われますので。あのとき環境省は緩めたと。

○八田座長　それは科学的知見なしに緩めたのですか。

○秦大臣官房参事官　科学的知見をちゃんと検証した上で環境基準を見直しているのですけれども、それでもずっと三十何年たっても言われ続けている状況がございます。

○八田座長　それで何か弊害が起きたのですか。

○秦大臣官房参事官　そこは何とも言えないのですけれども、科学的知見に。

○八田座長　そういうものはねのけるべきです。何の弊害もないのに文句を言っている人に対して政治的に譲ったらずいでしょう。

○秦大臣官房参事官　譲ってはいないのですが。

○八田座長　譲ると、人々が環境省を信用しない原因になってしまう。そういうことはやるべきではないでしょう。

○秦大臣官房参事官　ですから別にだからと言って基準をさらに厳しくしたとか、そういうことはないのですけれども、一方では我々はそういうずっと引きずっているものがございます。

○八田座長　そこで安易に流れたいと言うべきではない。

○秦大臣官房参事官　別に流れるわけではなくて、やるのですが。

○八田座長　一生懸命環境についてやっていらっしゃることはよくわかりますし、それも必要なのですが、不必要なところは緩和すべきだと思うのです。だから全国でもってやろうとお考えになっているのだと思いますけれども、しかし、今まさに緊急に必要なところでは、これを進めていただけないだろうか。それは本当に環境行政への信頼を取り戻すと思います。余り理不尽なことを長いこと続けていると、信頼を失ってしまうと思います。

○秦大臣官房参事官　時期に関して言えば、我々も相当いろいろ調べながらやっていく必要があると思っていますので、特定の地域も、全国も同じ時期になってしまうと思います。我々もいろいろなことを調べながら、諸外国の状況とか科学的知見とかいろいろ調べながらやらなければいけないので、仮に東京だけ先に早めるとしても、そんなに時間的ラグは難しいかなと思うのです。いずれにしても2年以内に、28年度までに措置することになっております。

○八田座長 今、東京オリンピックのために工事が盛んで、人手不足になるぐらいに工事が盛んで、そのときに進められるものはどんどん進めていくことが必要だと思うのです。本当に弊害があるなら、それはやめるべきだと思うけれども、前回の開催のときに、特にこの部分について弊害が指摘されていなかったのに厳しくしたが、その後、そういう要望が非常に多くて、特にそれに対する反証となるような科学的知見がないというご説明があった。ということならば、ここで将来の方向を先取りしてやってみようということがあってもいいのではないか。それが将来の包括的な改正と比べたらば、多少狭めのものになるかもしれない。例えば、化学物質に関してこれとこれとこれという限定をすることになるかもしれないけれども、それは最初におやりになる価値があるのではないのでしょうか。別に環境省の立場とか難しさとかそういうことではなくて、国全体の発展の観点から見たら必要があるのではないのでしょうか。

○秦大臣官房参事官 物質で言いますと、鉛とヒ素とフッ素が自然由来で代表的なもので、これは全国的にほぼ共通しております。例えば特に中部圏あたりですと特にヒ素がよく自然由来で超える。地盤といいますか、日本は火山国なものですから、深いところでできたようなマグマが冷えて固まっているものが地上に露出しているようなところ、花崗岩質とか、あるいは流紋岩質のところ、そういったところはどうしても超える傾向がございます。それも全国かなりいろいろなところに分布していますので、そういう意味では全国的にこういった問題は生じているというのが実態です。

○八田座長 特に東京ではどの物質が大きいのですか。

○秦大臣官房参事官 東京では余りこれというのは聞かないのですが、利根川の氾濫原といいますか、平野部になりますと、どうしてもいろいろな石が上流で浸食されて流れてきてたまっていますので、いろいろなものが平均的にということかと思えます。

○八田座長 そうすると、割と緩めの緩和でも結構東京だと効くということなのでしょう。先ほどおっしゃったように、不適合土壌の堆積層に接する施工方法の場合に自然由来の場合に特例を設けている。そのときの根拠というのは割と1.2倍とかその程度のものなので、それならば大きな弊害がないだろうということで、その規則でもって。

○市川係長 もともと自然由来というのは広がりがあるということで、帯水層に接することによるある程度の広がりを認めていると言う背景もございます。基準値と比較しての倍率が低いからというわけではないです。自然由来というものを除去しなさいという法律では無いです。

○八田座長 わかりました。それと同じ理屈で1.2倍とか1.3倍とか、そういうようなレベルでの緩和はできないのでしょうか。少なくとも東京圏でもって弊害がない形でやるとしたならば、この堆積層に接する施工方法というときに使われているのは、基準を援用してやるわけにはいかないのでしょうか。

○秦大臣官房参事官 数字的に東京だけ緩めるというやり方ですか。

○八田座長 実験的でいいですよ。後で大改革をなさるわけだけれども、とりあえずはこ

ういうふうにやってみよう。恐らく先ほど参事官おっしゃったことというのは、もとのように自然由来のものが全部いいですよというふうには直しません。せっかく改革したのだから、もとのとおりにはしませんという意味でおっしゃったと思うのです。一度変えたものをもとに戻すということはない。

○秦大臣官房参事官 変えた部分、厳しくした部分について移動に伴って厳しくしているので、そこは折り合いをつける必要があるかとは思っていますけれども。

○八田座長 ということは、人工由来でも区別するということですね。

○秦大臣官房参事官 そうですね。人工由来を緩めるべきだという要望が来ているわけではなくて、自然由来を何とかしてくれ、なので。

○八田座長 わかりますけれども、最初の議論に戻ると、悪いものは悪い、いいものはいいということだったと思うのですが、私は自然由来のものは水に溶ける云々と言ったら、何でも最初から溶けるかどうかテストしているんですよとおっしゃったけれども、では今度、物によって長いこと水にさらされているものとさらされていないもので違いがありますかということをお願いしたら、確かに長いものは違いがあるとおっしゃった。その理屈ですか。

○秦大臣官房参事官 その理屈とは違うような気がします。

○八田座長 そうですか。では、どのみちそうしたら自然由来のものについては、運搬過程でもって緩めようと考えていらっしゃるなら、論点は要するに東京でもって実験的に早めていただけないだろうか。そこになると思うのです。

○秦大臣官房参事官 全国的な改正が5年先ということであればあり得るのかもしれませんが、我々も早速、動き始めておりますので、東京だけ何かすると言ってもそれなりの検討が当然必要ですし、そんなに時間差を設けられるほど。

○八田座長 そこは急いでいただきたいですね。成長戦略ですからね。5年も先というわけにはいかないと思います。

○秦大臣官房参事官 だから2年で全国措置する。

○八田座長 そこで決めるわけですね。2年目に決めるわけでしょう。実際の施行はもっと先でしょう。2年で施行ですか。

○秦大臣官房参事官 2年で決着をして、法律を出して。

○八田座長 ということでしょう。だから私どもは特区の法律はすぐ通りますから、そしていつの時点から施行と決めておけばそれでできますから、早くできます。

○秦大臣官房参事官 ただ、制度的なものとはもかくとして、中身はいろいろ詰めなければいけない部分がございますので、特区でも全国でも中身は一緒なので、東京だから早くなるということはない。

○八田座長 まず厳しめになさったらどうかと思うのです。

議論は並行だと思いますが、結局、自然由来のものについて緩和しようとしていらっしゃる。私どもはなるべくそれを早く東京でやっていただきたいということですが、次があ

りますので、あと事務的にも詰める必要があると思いますし、今度の閣議決定なされることとの兼ね合いもあると思いますので、今後ともいろいろと御相談していくことになると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原次長 1点だけ済みません。自然由来特定特区に関する設定について、例えばどういった基準でこういうものを創設できるということなのでしょうか。

○秦大臣官房参事官 自治体のほうで土地の履歴ですね。地歴と言うのですが、土地利用がどうであったかといったことを調べながら判断していくという格好になっています。

○藤原次長 明示的な判断基準はございますか。

○市川係長 一応、法での分析方法と少し違うのですが、これは大体過去に調査しまして、全含有量試験といまして重金属を溶出させたときに、この程度の値だったら自然由来だろう、例えば10倍を超えない値ですとか、それぐらいだったら自然由来だと判断できる目安というのは示しております。

○藤原次長 ぜひこの判断基準も文書でいただいた上で、例えば緊急にはこういうものの活用とか、そういったことも十分議論に値するのではないかと思います。

○八田座長 それは素晴らしいですね。区域会議というものがありますからね。国と自治体とが入れるものがありますから、そこでそういう規則をつくることは可能だと思います。

○藤原次長 またやりとりを続けるということで、よろしくお願いいたします。

○八田座長 今後ともよろしくお願いいたします。